

傷病鳥獣救護に関するアンケート（都道府県追加）

I. 調査の目的**II. 傷病鳥獣救護の目的**

- 問Ⅱ-1 どのような目的で傷病鳥獣救護を実施しているか？
- 問Ⅱ-2 傷病鳥獣救護の普及啓発方法
- 問Ⅱ-3 傷病鳥獣救護に関する普及啓発として、住民等に対して行政側からどのような内容の発信を重視しているか？
- 問Ⅱ-4 「汚染や感染症などのデータ収集・環境モニタリング」としてどのようなことを行っているか？
- 問Ⅱ-5 「その他」の内容

III. 傷病鳥獣救護の実施体制

- 問Ⅲ-1、2 担当機関・団体等の概要と傷病鳥獣救護の実施体制について
- 問Ⅲ-3 2010～2014年度までの救護事業に係る予算概要
- 問Ⅲ-4 鳥獣保護センターの概要等について
- 問Ⅲ-5 独自の救護活動を行っている組織等について

IV. 傷病鳥獣救護事業の運用状況

- 問Ⅳ-1 救護の対象種について
- 問Ⅳ-2 野生復帰不可能の個体の扱い
- 問Ⅳ-3 終生飼養について
- 問Ⅳ-4 希少な種の取扱いについて
- 問Ⅳ-5 2010年度から2014年度にかけての終生飼養実績について
- 問Ⅳ-6 救護に関するボランティア制度について

V. 傷病鳥獣救護事業の実績（総括）**VI. その他**

- 問Ⅵ-1 傷病鳥獣救護に関する住民等から寄せられた意見等
- 問Ⅵ-2 傷病鳥獣救護個体を用いた基礎研究や域外保全への活用について

都道府県_傷病鳥獣救護に関するアンケート結果

I. 調査の目的

傷病により保護を要する鳥獣（以下、「傷病鳥獣」）の救護に関する国の考え方は、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下、基本指針）」の中で示されており、基本指針は、中央環境審議会の意見を聞きながら 5 年ごとに見直すこととなっている。

本調査は、今年度後半から開始される予定の次期基本指針の見直しに向けた審議に資するため、アンケート調査により傷病鳥獣救護の現状、課題、方向性の整理等を行い、検討することを目的とした。

本報告では、47 都道府県を対象に傷病鳥獣救護に関するアンケートを送付し、回答のあった 44 の自治体を対象にアンケートを集計した。

II. 傷病鳥獣救護の目的

問Ⅱ-1 どのような目的で傷病鳥獣救護を実施しているか？

傷病鳥獣救護の目的やその優先度について、以下の 7 つの選択肢により、表Ⅱ-1 の通り回答があった（複数回答有り）。

1. 鳥獣一般を対象とした野生復帰による野生個体群の保全
2. 希少な種*を対象とした野生復帰による野生個体群の保全
※：ここでの希少な種とは、希少鳥獣、国内希少野生動物、国際希少野生動物、国レッドリストの絶滅危惧種、県レッドリストの絶滅危惧種等を指します。
3. 野生動物に係わる自然教育・普及啓発
4. 汚染や感染症などのデータ収集・環境モニタリング
5. 生命尊重の立場からの救命(愛護)
6. 生命尊重の教育・普及啓発
7. その他

表Ⅱ-1 傷病鳥獣救護の目的

全県対象(44 県)

目的	県数	優先順位1位	優先順位2位
1	30	15	8
2	24	13	3
3	26	9	8
4	8	0	3
5	18	5	7
6	10	0	3
7	1	0	1

選択肢の中で一番多い回答は目的1の鳥獣一般を対象とした個体群の保全であり、次いで目的3、2となっている。目的の中で最も重視しているものは、目的1、目的2の順で、目的1については優先順位2位の回答でも多かった。

問Ⅱ-2 傷病鳥獣救護の普及啓発方法

問Ⅱ-1の選択肢3と6を回答した自治体29団体から、普及啓発の方法として表Ⅱ-2の通り回答があった。(複数回答有り)

最も多かった回答は「4. HPやメールマガジン等による情報発信」で、26県となっている。その他の普及啓発方法として、救護鳥獣の展示や雑誌の発行、体験教室の開催などが挙げられた。

表Ⅱ-2 普及啓発方法

(回答県数=29)

項目	県数
1. 市民向けのシンポジウム・講座	5
2. 自然観察会	4
3. 出前講座	3
4. ホームページやメールマガジン等による	26
5. パネル・ポスター等普及啓発媒体による広報	8
6. その他	6

その他の普及方法

県名	内容
岩手県	中・高・大学生の受け入れ
茨城県	救護鳥獣の展示による野生鳥獣保護思想の普及啓発
千葉県	傷病鳥獣救護ボランティア向けの雑誌を発行
神奈川県	救護動物特別公開
山梨県	傷病鳥獣保護体験教室の開催
愛媛県	動物園のイベント・体験学習などで啓蒙

問Ⅱ-3 傷病鳥獣救護に関する普及啓発として、住民等に対して行政側からどのような内容の発信を重視しているか？

問Ⅱ-1の選択肢3と6を回答した自治体29団体のうち普及啓発の内容が記述されていた28都道府県から表Ⅱ-3の通り回答があった。

傷病鳥獣を見つけた場合の受付窓口や対応方法の周知、雛の取扱に関するものなどが多く挙げられた。

表Ⅱ-3 普及啓発のための情報発信の内容

県名	内容
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣との適切なふれあい・傷病鳥獣を発見した場合の連絡先の周知 ・雛(幼獣)を安易に保護しないことの啓発 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/choju/shobyol.htm
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の視点での、野生鳥獣救護の意義について ・野生動物救護を通じて、自然環境保全の重要性についての普及啓発 ・外来生物について
茨城県	<p>茨城県のホームページにて、けがをした野鳥等を見つけた場合の対応についての情報提供や、野鳥の雛を拾わないようにといった文書を掲載している。</p> http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chojyuhogo/kega.html
栃木県	<p>相手は野生動物であり、自然の中で死ぬことも野生鳥獣の大切な役割であること。</p> http://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/eco/shizenkankyou/shizen/shoubyouyaseichoujyuu.html
千葉県	<p>傷ついた野生鳥獣の野生復帰の手助けを通じて、身近な野生動物に関心を持ってもらう。</p>
東京都	<p>とくに発信はしていない。</p>
神奈川県	<p>傷病鳥獣を見つけた場合の対応方法、注意点等 「ケガや病気の野生動物を見つけたら…」http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100559/</p>
石川県	<p>野鳥を無料で診察することのできる動物病院(県委託)の案内。</p> http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/syobyoy/syobyoy.html
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・動かない鳥や動物を見つけても、むやみに近づいたり触ったりしない。 ・可哀想だと思って鳥のヒナを持ち帰らない。
山梨県	<p>野鳥(特にヒナ)の誤保護の防止 山梨県立鳥獣センター http://y-zouen.jp/takeda/bird/</p>
長野県	<p>(公財)日本鳥類保護連盟主催「ヒナをひろわないで!!」ポスターの配布</p>
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、「自然のまま」にしておくこと。 ・ヒナは拾わないこと <p>URL: https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/yasei/kizuhina/index.html</p>
滋賀県	http://www.pref.shiga.lg.jp/d/shizenkankyo/yachou_kega/index.html
京都府	http://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/1333023680076.html
大阪府	<p>傷病鳥獣救護に関しては基本は「そっとしておく」ということを重視しています。 次のホームページでも案内しています。</p> http://www.pref.osaka.lg.jp/doubutu/yaseidoubutu/kega.html
奈良県	<p>基本的には「自然のものは自然のままに」ということをお願いしている。</p> <p>URL http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=24275:</p>
和歌山県	<p>野生鳥獣の保護は、自然の状態を保護することを原則とし、傷ついた全ての野生鳥獣を保護することは目的としていない。</p> http://www.pref.wakayama.lg.jp/faq/answer/FAQ_K21010.html
島根県	<p>傷病鳥獣の治療を委託している島根県獣医師会により、問Ⅱ-2のとおり公開講座(委託業務に含まれる)が企画されているが、行政からは、特に発信情報はありません</p>
岡山県	<p>病気やケガをした野生の鳥獣を保護し、適切な治療を行い自然界に復帰させることにより、本県に生息する野生鳥獣の保護及び県民の鳥獣保護思想の普及啓発を図ることを目的に、池田動物園(岡山市)、自然保護センター(和気町)を鳥獣保護センターとして指定し救護活</p>

県名	内容
	<p>動を実施しています。</p> <p>http://www.pref.okayama.jp/page/273042.html</p>
広島県	<p>公益財団法人日本鳥類保護連盟の「ヒナを拾わないで！！」キャンペーンに協賛し、県内の学校や公民館等へ配布している。</p>
山口県	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信にあたり重視する考え方 野生鳥獣は、本来、自然の中で生きていくものであり、人間が生死に関与すべきではないこと。 ・山口県庁 HP「傷ついた野生鳥獣を見つけたら」 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15600/shobyuhogo/shobyochojyuhogo.html
香川県	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病野生鳥獣を保護収容する目的及び意義 ・保護収容すべき鳥獣種を、ヒナや出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認しないこと <p>香川の環境 けがや病気などで弱っている野生の鳥や動物を見つけたら…？ URL: http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/shizen/chouju/toiawase.htm</p>
愛媛県	<p>傷病鳥獣や野生の鳥のヒナ保護の取扱いを県HPで公開している。</p> <p>http://www.pref.ehime.jp/tou50108/shinrin/tyoujuunohogo.html</p>
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の摂理 ・野生復帰を目的として事業を実施しているため救護対象を限定していること ・誤認救護の防止 <p>HP「ケガをしている動物を見つけたら」 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syoubyouhogo.html HP「野鳥のヒナを拾わないで」 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hina.html</p>
長崎県	<p>傷病鳥獣の受け入れ先等の情報発信</p> <p>http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/shizenkankyo-doshokubutsu/wildlife/syoubyou/</p>
大分県	<p>鳥獣保護思想の普及啓発を図ることを目的として、愛鳥週間(毎年5月10日～16日)を中心に、愛鳥週間用ポスター原画コンクール等を行っている。</p> <p>また、県内で病気やケガ等により保護された野生鳥獣を治療し自然界に復帰させることを目的として鳥獣110番制度を設けている。</p> <p>毎安易にヒナを拾ってしまい相談の電話が県窓口によく寄せられることから、ヒナを拾わないでキャンペーンのポスターを小中高校に配布している。</p>
鹿児島県	<p>野生鳥獣は自然のままに生きていくのが本来の姿であり、可哀想であっても自然界での出来事は見守ることが基本であり大切だということ。</p> <p>https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/kurashi-kankyo/kankyo/yasei/hogo/syoubyoujoujyuu_nohogo.html</p>
沖縄県	<p>傷病鳥獣を見つけた場合の対処法</p> <p>http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizenryokuka/hogo/kizutuita_yaseityoujyuu_mituketara.html</p>

問Ⅱ-4 「汚染や感染症などのデータ収集・環境モニタリング」としてどのようなことを
行っているか？

問Ⅱ-1の選択肢4を回答した自治体8団体から表Ⅱ-4の通り回答があった。(複数回答)最も多かった回答は「1. 死亡野鳥の鳥インフルエンザの検査」で8件であった。その他の内容として、放射線モニタリングや収集時の情報蓄積であった。

表Ⅱ-4 データ収集・モニタリング

回答県数=8

項目	県数
1. 死亡野鳥の鳥インフルエンザの検査	8
2. ダイオキシン類や化学物質の体内濃度測定	1
3. 重金属類の体内濃度測定	1
4. 死亡究明のための病理学的検査	0
5. その他()	2

その他の内容

県名	内容
福島県	野生鳥獣における放射線モニタリング調査
栃木県	収容場所、日時、収容原因などのデータ蓄積

● 記入事項

県名	内容
埼玉県	死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査:環境省マニュアルに基づくサーベイランス 化学物質の体内濃度測定:不審死(大量死、連続死)の場合の胃内容物の検査
福井県	住民等からリスク種の野鳥死体の通報を受け、県が収容して簡易検査を実施
岡山県	野鳥の死亡に対しては、検査するかどうかを一定の基準で判断して、死亡野鳥の鳥インフルエンザの検査を実施
徳島県	死亡野鳥等調査:死亡野鳥等におけるウイルス保有状況調査を実施 糞便採取調査:主に渡り鳥等の糞便を対象としてウイルス保有状況調査を実施
高知県	高知県ホームページにおいて、「明らかに事故死などの場合を除き、同じ場所でたくさん死んでいたり、次々に連続して死亡するなど、鳥インフルエンザの感染が疑われる野鳥を見かけた場合」は、連絡するよう呼びかけをしている。通報があった場合は、国の定めたマニュアルに基づき、死亡野鳥の検査を行っている。

問Ⅱ-5 「その他」の内容

問Ⅱ-1の選択肢7と回答した自治体1団体から表Ⅱ-5の通り記述回答があった。

表Ⅱ-5 「その他」の内容

県名	内容
北海道	野生鳥獣の救護や治療技術の確立

Ⅲ. 傷病鳥獣救護の実施体制

問Ⅲ-1、2 担当機関・団体等の概要と傷病鳥獣救護の実施体制について

傷病個体受入窓口、収容・治療・安楽殺等の実施施設、リハビリ等の実施、放野の実施、終生飼養等の実施の各項目についての現状を整理した（回答数：44 都道府県）。

集計結果より、全ての項目で公共・民間団体が参画しているのは8自治体（北海道、埼玉県、石川県、愛知県、岡山県、高知県、福岡県、宮崎県）、全て公共団体（鳥獣保護センター）で実施しているのは5自治体（青森県、福島県、群馬県、富山県、熊本県）、全て民間団体（獣医師会、動物園協会、鳥獣保護センターの指定管理者、ボランティア）で実施しているのは5自治体（徳島県、香川県、愛媛県、大分県、鹿児島県）であった。

(参考) 主な傷病鳥獣救護実施体制

ア) 公共・民間団体が全ての項目に参画している例 (北海道)

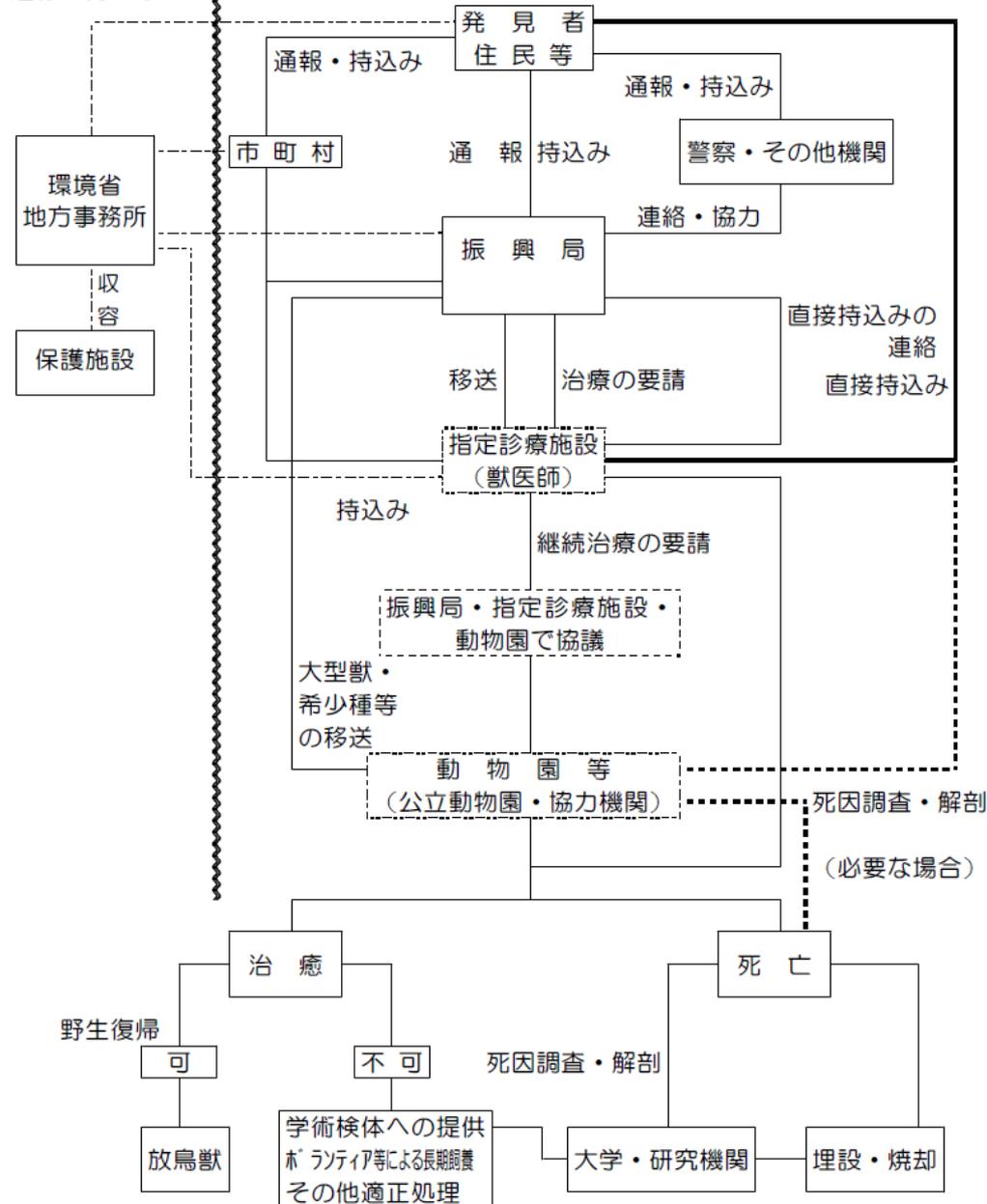
《 傷病鳥獣保護ネットワークシステム 》

参考

(環境省所管種等)

道が行う傷病鳥獣 (環境省所管種等を除く。) の保護

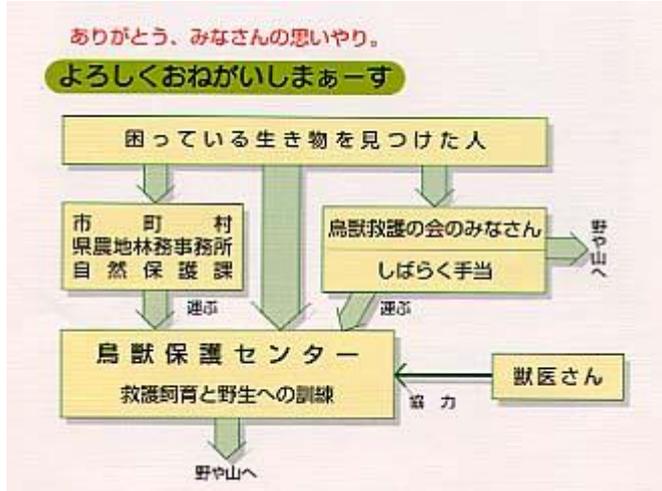
通報・持込み



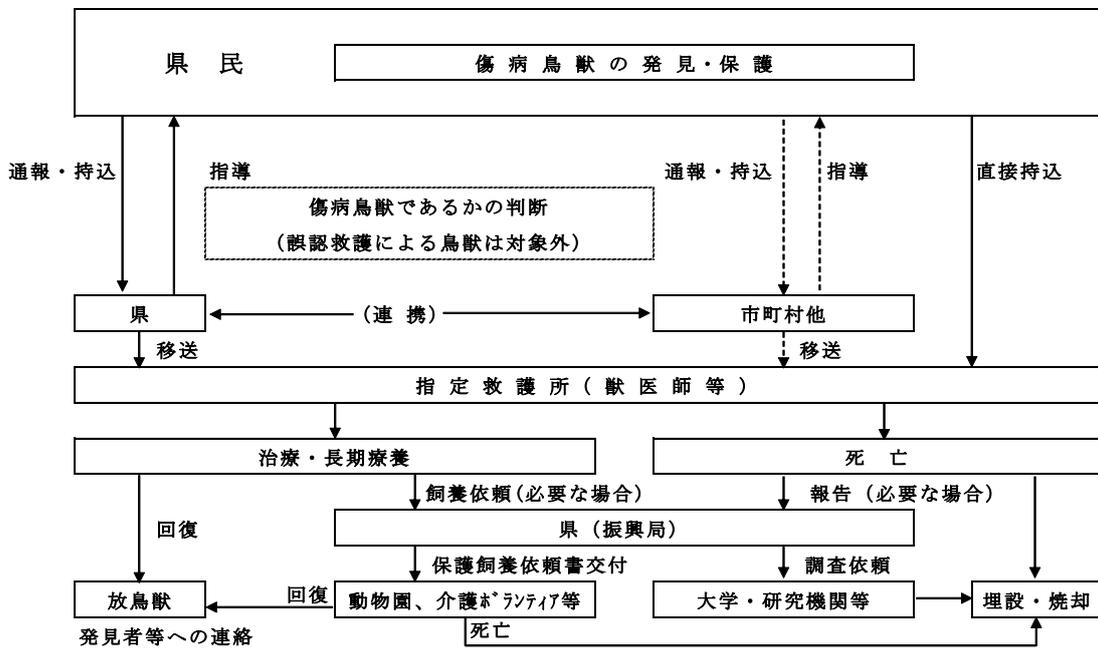
【凡例】

- 環境省所管種 (指定希少種及び国指定鳥獣保護区内)
- 一般種 (環境省所管種以外)

イ) 公共団体（鳥獣保護センター）が全ての項目を実施している例（富山県）



ウ) 民間団体（獣医師会、ボランティア）が全ての項目を実施している例（大分県）



各項目における実施機関の公共と民間の割合は図1のとおり。

受入窓口、放野の実施、終生飼養等の実施は公共が50%を超え、収容・治療・安楽殺等の実施施設およびリハビリ等の実施は民間が50%を超える。

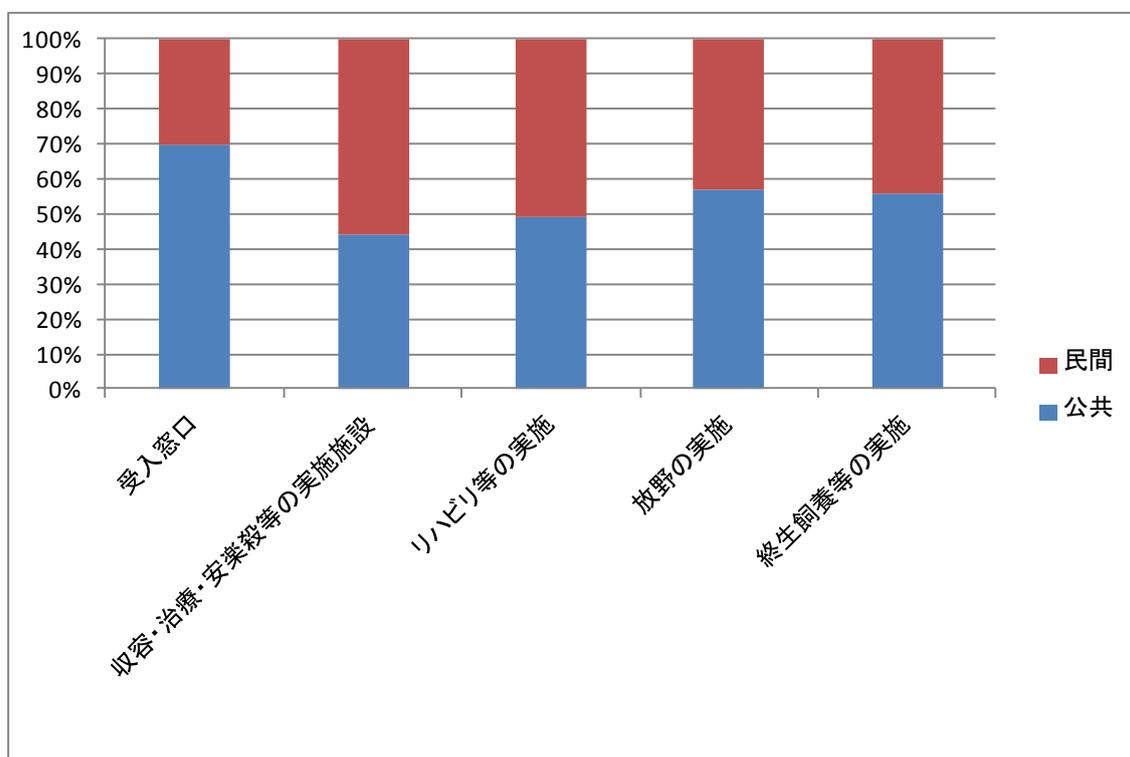


図1 機関・団体の公共/民間割合

各項目の実施形態（直轄・委託・一部委託）は図2のとおり（図1で公共機関が担当機関となっても、動物園や鳥獣保護センターの指定管理者へ委託する場合も委託（一部委託）として計上される）。

全ての項目について、委託、一部委託の合計が50%を超えている状況である。特に委託と一部委託の合計が高かった項目は収容・治療・安楽殺等の実施施設、リハビリ等の実施および終生飼養等の実施の3項目である。

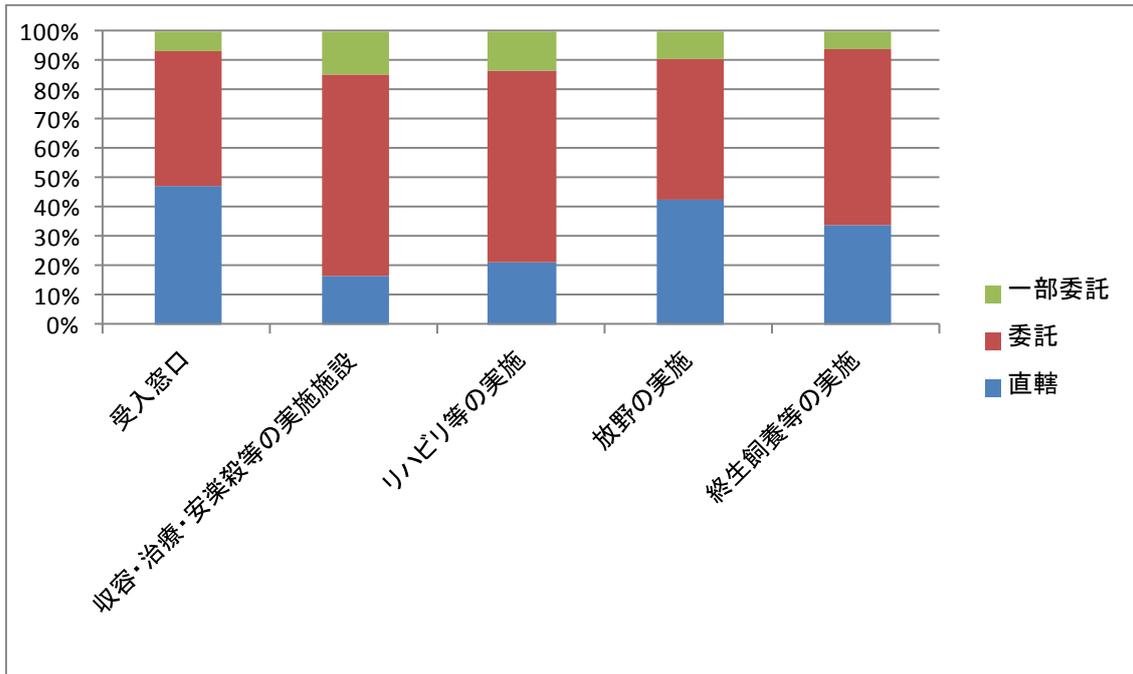


図2 各項目の業務実施形態の割合

次に、各項目における救護業務従事者数を公共と民間に分けてヒストグラムで示した。なお、グラフは横軸が人数、縦軸が回答数である。

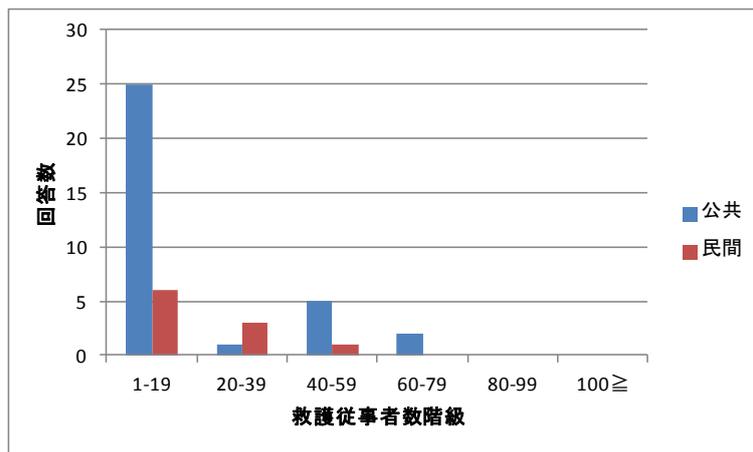


図3 受入窓口_救護従事者数ヒストグラム

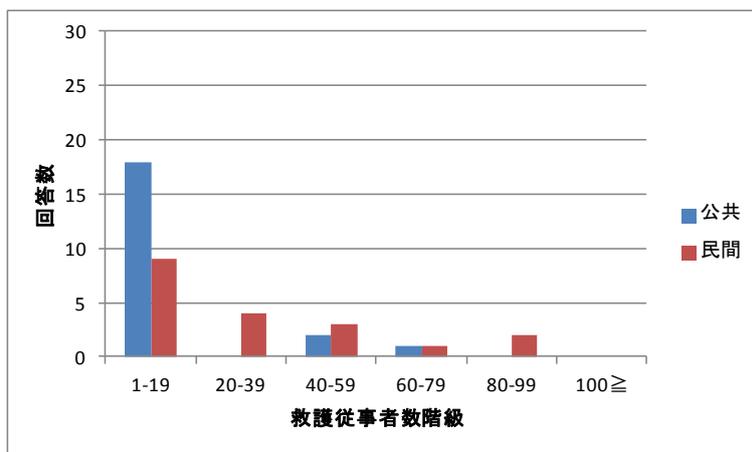


図4 収容・治療・安楽殺等の実施施設_救護従事者数ヒストグラム

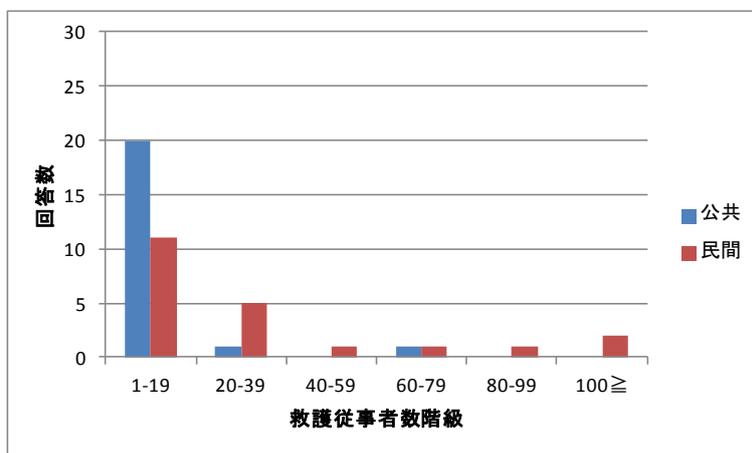


図5 リハビリ等の実施_救護従事者数ヒストグラム

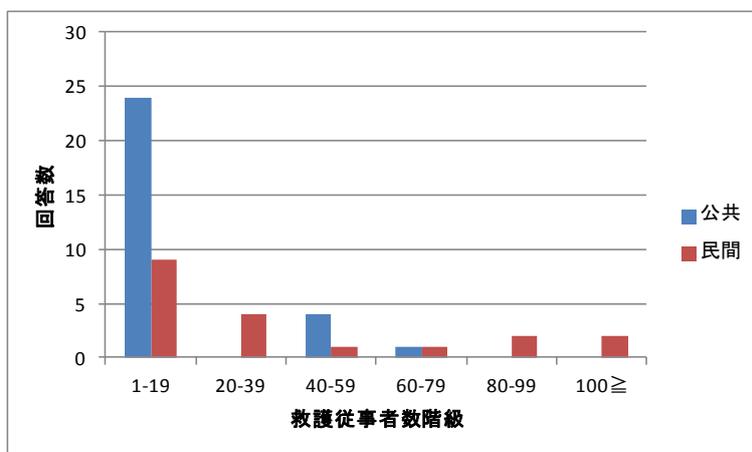


図6 放野の実施_救護従事者数ヒストグラム

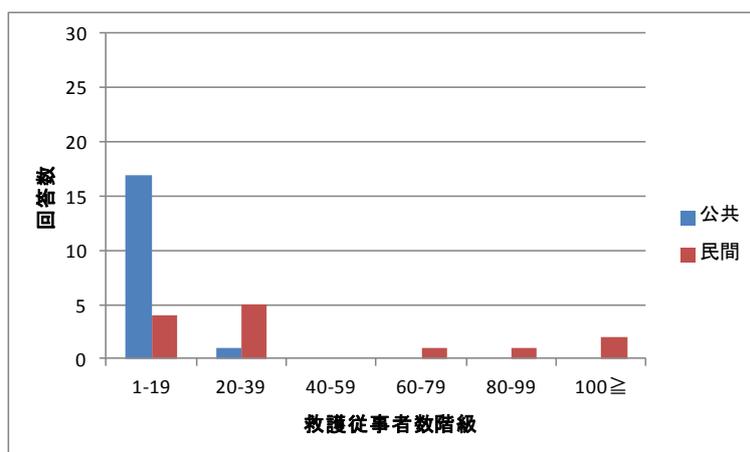


図7 終生飼養等の実施_救護従事者数ヒストグラム

各項目における救護業務従事者数は、公共機関実施の場合については全ての項目で救護従事者数は20名未満の階級で最大である。民間機関実施の場合については、終生飼養の実施（図7）において20名以上40名未満の階級で最大を示すほかは、20名未満の階級で最大である。

問Ⅲ-3 2010～2014年度までの救護事業に係る予算概要

救護経費について、回答の得られた43道府県の5年間（H22からH26）の推移を図8に示した。ほとんどの県で金額の多少に差はあるが横ばいの傾向がみられる中、埼玉県、宮崎県および京都府に増加もしくは大きな増額の変動がみられる。埼玉県は平成26年度に野生生物保護センターが新設された影響がある。

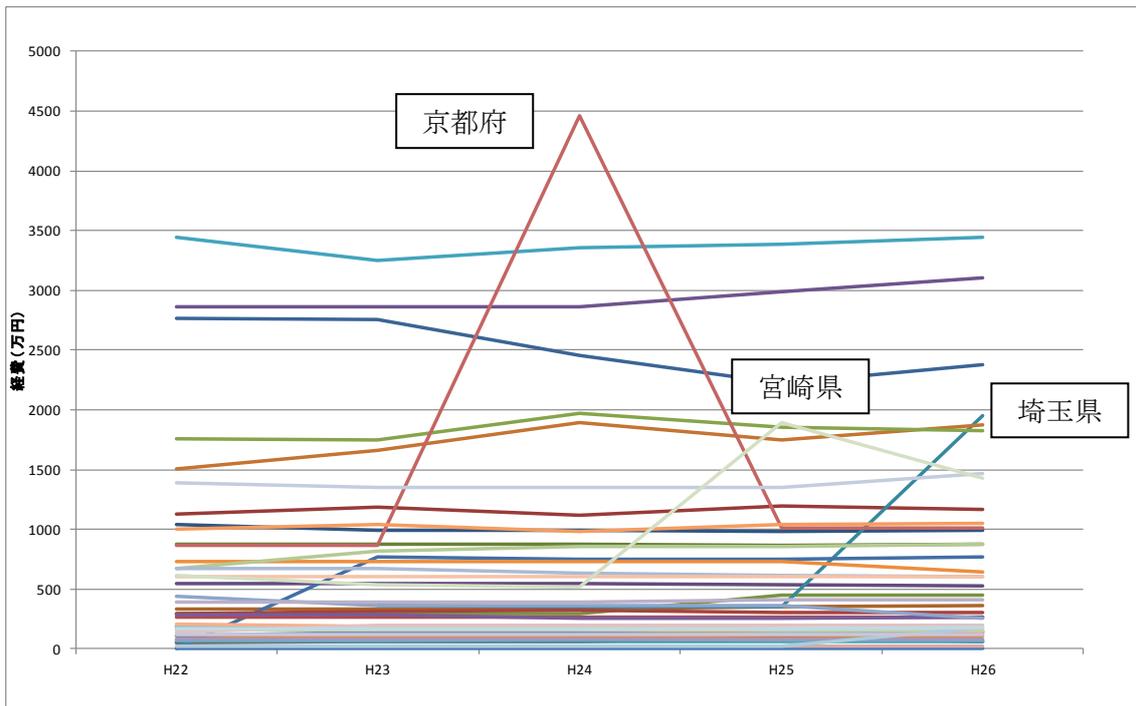
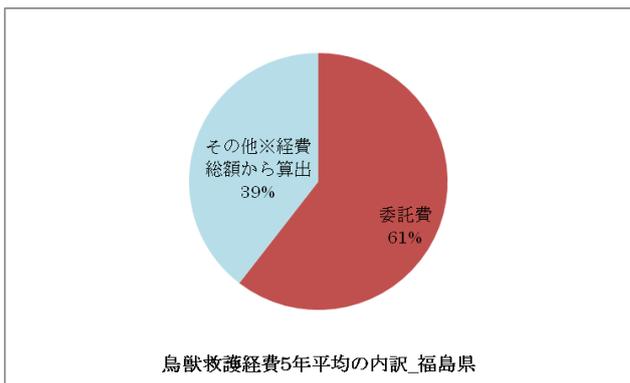
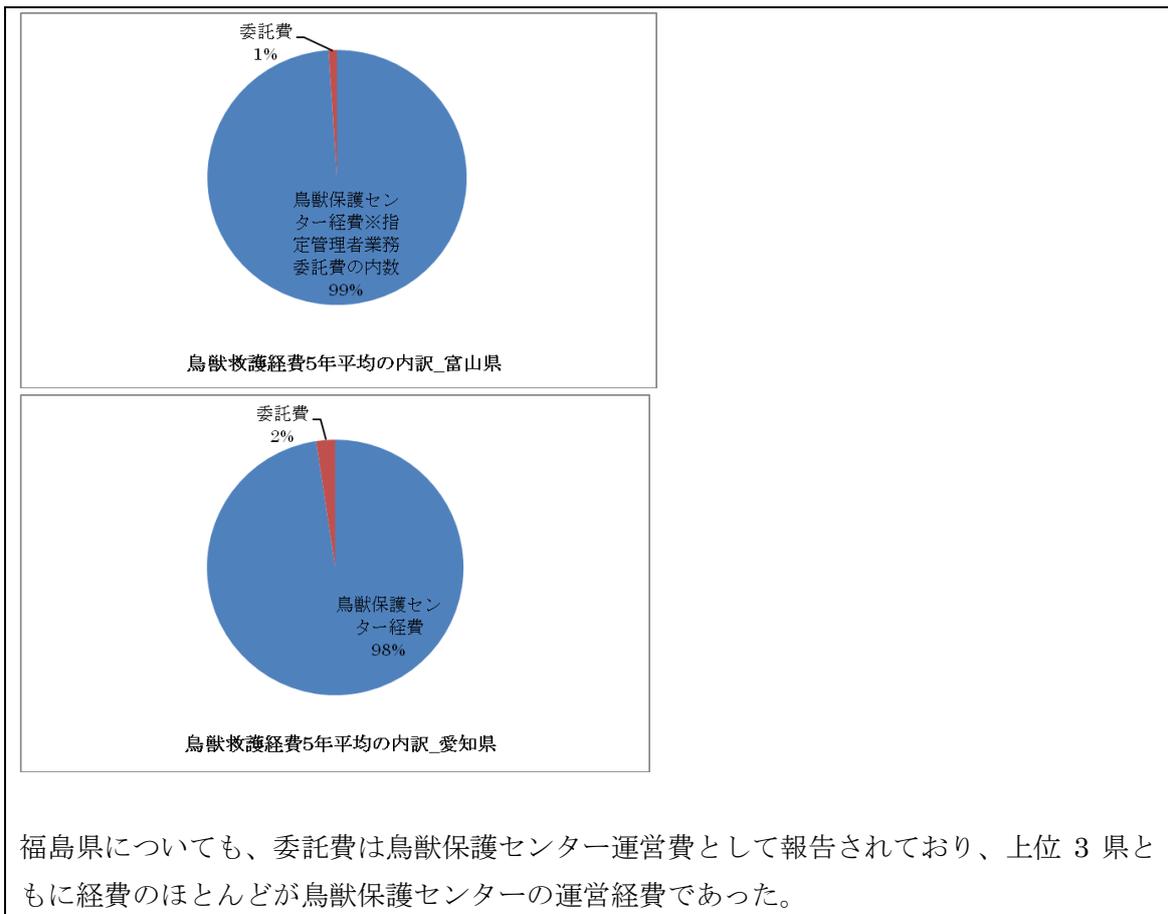


図 8 傷病鳥獣救護経費推移

(参考) 傷病鳥獣経費の内訳

図 8 において、傷病鳥獣経費推移が 2000 万円以上であった 3 県 (福島県、富山県、愛知県) について 5 年平均の内訳を示す。





経費の多寡が鳥獣保護センターの有無に影響される可能性があるため、鳥獣救護経費の5年平均値のヒストグラム（図9）（横軸は経費（万円）、縦軸は回答数）および鳥獣救護経費に占める委託費割合の5年平均値のヒストグラム（横軸は委託割合、縦軸は回答数）（図10）を鳥獣保護センターの有無別でそれぞれ示した。

鳥獣保護センターを有している自治体の経費平均は1045.7万円、有していない自治体の経費平均は372.6万円である。全ての回答から鳥獣救護経費の平均値で最も度数が高かったのは、100万円以上300万円未満の階級であり、次に高い階級は500万円以上1000万円未満である。

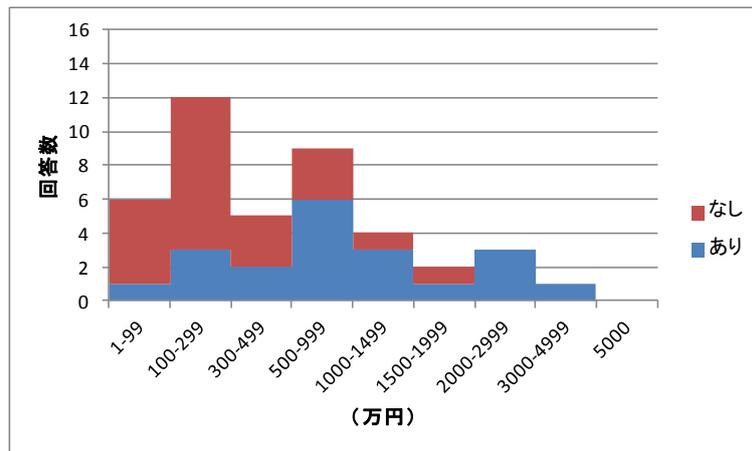


図9 鳥獣救護経費総額の5年平均値ヒストグラム
(鳥獣保護センターの有無別)

鳥獣救護経費に占める委託費割合の5年平均値は、鳥獣保護センターを有する自治体で45.6%、有していない自治体で84.1%である。全ての回答から委託費割合の平均値で最も度数が高かったのは100%委託の階級である。委託費割合は20%未満、もしくは80%以上にピークをもつ二山の傾向が見られる。

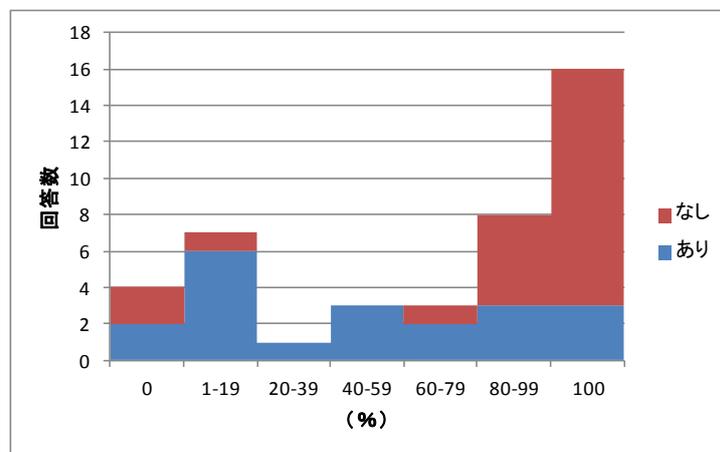


図10 委託費割合の5年平均値ヒストグラム
(鳥獣保護センターの有無別)

問Ⅲ-4 鳥獣保護センターの概要等について

① 鳥獣保護センターの有無

今回回答があった44都道府県における鳥獣保護センターの有無については表Ⅲ-1の通りである。鳥獣保護センターを有している自治体と有していない自治体の数はいずれも22となっている。

表Ⅲ-1 鳥獣保護センターの有無

有無	県数
有	22
無	22

② 鳥獣保護センターの業務内容について、表Ⅲ-2 の通り回答があった。最も多いのが「1. 傷病鳥獣救護」で 22 件、次いで「2. 救護個体の終生飼養」が 14 件となっている。

表Ⅲ-2 業務内容

項目	県数
1. 傷病鳥獣救護	22
2. 救護個体の終生飼養	14
3. 鳥獣保護管理(計画・事業等)	1
4. 救護個体に関する情報収集・整理、研究・モニタリング	8
5. 鳥獣保護管理に関する調査研究	2
6. 展示解説	8
7. 資料室等	6
8. その他	2

その他の内容

県名	内容
埼玉県	野鳥の高病原性鳥インフルエンザに係る業務、野鳥等不審死発生時の検査材料採取、特定外来生物で人に危害を加える恐れのあるカミツキガメの処分
愛知県	野鳥の生息地の保全、鳥類保護思想の普及啓発、探鳥会等のイベントの実施

③ 各県における鳥獣保護センターの職員数については、表Ⅲ-3 の通りである。また、各項目の分析については、ヒストグラム形式により下図に示した。

表Ⅲ-3 鳥獣保護センターにおける職員数

都道府県名	勤務している職員総数			職員のうち救護業務従事者数			専門職数	
	総数	常勤	非常勤	救護業務	常勤	非常勤	獣医師	他専門職
青森県	1	0	1	0	0	0	0	0
岩手県	3	0	3	3	0	3	0	0
福島県	4	4	0	4	4	0	1	0
茨城県	4	0	4	4	0	4	0	0
栃木県	10	4	6	4	0	4	0	0
群馬県	3	1	2	3	1	2	1	2
埼玉県	3	2	1	2	2	0	2	0
千葉県	21	3	18	18	3	15	3	0
神奈川県	4	1	3	4	1	3	2	
新潟県	6	4	2	1		1	2	1
富山県	3	1	2	3	1	2	0	0
福井県	11	7	4	7	6	1		
山梨県	4	2	2	3	2	1	1	2
岐阜県	8	6	2	3	3	0	3	0
愛知県	9	2	7	2	2	0	0	0
滋賀県	無回答							
和歌山県	12	12	0	1	1	0	1	0
岡山県	10	10		1	1		1	
山口県	21	16	5	7	7	0	0	0
香川県	2	2	0	2	2	0	0	0
長崎県	8	8	0	7	7	0	7	0
熊本県	5	2	3	2	2	0	0	0
平均	7.2	4.1	3.3	3.9	2.3	1.8	1.2	0.3

岩手県の臨時職員を非常勤に合算した

鳥獣保護センターを設置している県のうち、勤務している職員総数とその内訳（常勤および非常勤）についてヒストグラムで図示した（無回答の滋賀県を除き回答数 21 県。図 11）。横軸は職員数、縦軸は回答数を示す。

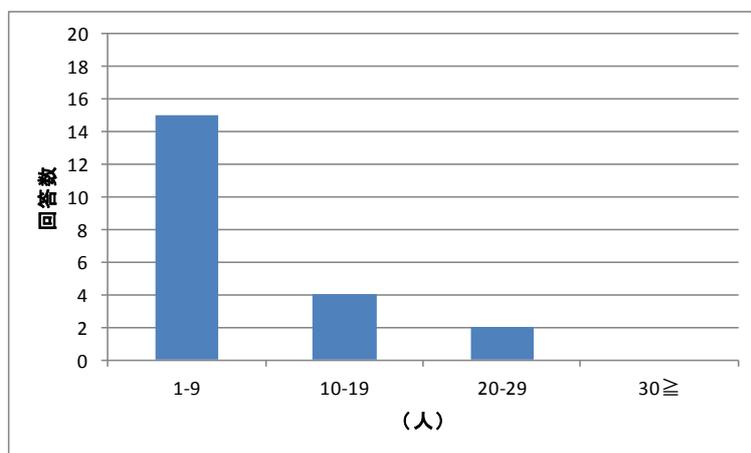


図 11 鳥獣保護センター職員数ヒストグラム

職員総数は 10 名未満が最も多い。また非常勤職員のみ（青森・岩手・茨城）で運営されている鳥獣保護センターもある。

上記職員総数のうち、救護業務従事者数の規模とその内訳（常勤および非常勤）をヒストグラムで図示した（回答数 20 県。図 12）。

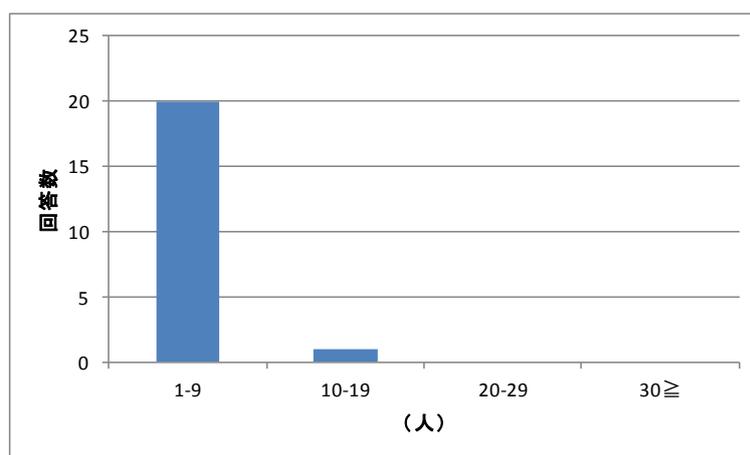


図 12 鳥獣保護センター職員_救護業務従事者数ヒストグラム

こちらも総職員数同様 10 名未満が最も多い。非常勤職員のみで運営されている鳥獣保護センターは 3 県（青森・岩手・茨城）である。

④ 業務実施形態等（運営は直営か委託か、委託の場合は委託事項など）について、表Ⅲ-4の通り回答があった。業務実施形態別には「全面委託」が最も多く12件、次いで直営が8件、部分委託が3件となっている。表Ⅲ-4②の委託事項として、傷病鳥獣救護が14件と最も多く、次いで終生飼養が6件となっている。

表Ⅲ-4① 業務実施形態

形態	県数
都道府県直営	8
全面委託	12
部分委託	3

表Ⅲ-4② 委託事項

業務内容	県数
1. 傷病鳥獣救護	14
2. 終生飼養	6
3. 鳥獣保護管理	2
4. 救護個体に関する研究・モニタリング	0
5. 鳥獣保護管理に関する調査研究	1
6. その他	3

表Ⅲ-4③ 記入事項

県名	記入事項
埼玉県	センターの管理運営業務委託
愛知県	野鳥の生息地の保全、鳥類保護思想の普及啓発、探鳥会等のイベントの実施
滋賀県	二次治療が必要な場合、受託者が当該施設を利用して治療に当たっている。
山口県	放鳥獣が可能となるまでの飼養、放鳥獣、死亡個体の処理業務

問Ⅲ-5 独自の救護活動を行っている組織等について

都道府県の体制とは別に独自に傷病鳥獣の救護活動を行っている団体・組織の有無について、表Ⅲ-5の通りの回答であった。該当する組織が「無い」と答えた自治体が19件で最も多く、「ある」と答えた自治体は7件、把握していないが19件となっている。

表Ⅲ-5 独自で救護活動を行っている組織等の有無

有無	県数
ある	7
ない	19
把握していない	18

IV. 傷病鳥獣救護事業の運用状況

問Ⅳ-1 救護の対象種について

① 救護の対象鳥獣に関する限定の有無について、表Ⅳ-1 の通りの回答であった。「対象種を限定している」が38件となり、「限定していない」の6件を大きく上回る。

表Ⅳ-1 救護対象種の限定状況

項目	県数
救護対象種を限定している	38
救護対象種を限定していない	6

また、対象種を限定している場合、その経緯と考え方について表Ⅳ-2 に示した。外来種や有害鳥獣の保護は施策として一貫性を欠く、幼獣や雛は傷病ではない等の意見があった。

表Ⅳ-2 傷病救護の対象種を限定している場合の考え方等

都道府県名	考え方
北海道	道民の理解が得られるものを保護対象
東京都	カラス、ドバト(生活被害が多い種)、外来種、雛は対象外
神奈川県	特定外来生物は対象外。また、ドバトやカラスは保護施設の収容能力等の問題から、対象外
新潟県	農林水産業等に被害を与える狩猟鳥獣は救護を断っている
富山県	外来種や有害鳥獣は救護しても放鳥獣することが好ましくない
岐阜県	種の保存法による国内希少野生動物種に限定
静岡県	限定しないと多すぎて対応できない
愛知県	原則自然のままにだが、希少鳥類については種の保存の立場から積極的に保護、獣類については対象外
三重県	有害鳥獣を保護することは矛盾
滋賀県	県地方機関、獣医師会と協議して方針をまとめた

都道府県名	考え方
京都府	ガイドライン参照
和歌山県	生息数減少を図っている種を救護することは適切でない
島根県	通常業務に支障を来すことは好ましくないため
岡山県	農林被害等が増加していることから、対象は基本的に狩猟鳥獣以外
広島県	対象は希少種を主にし、市町村が有害指定している種などを除く。
山口県	全てを保護することが生態系の保護につながるとはいえない
徳島県	希少野生生物のうち自力での生息が困難なものと、県が必要と認めるものを対象
高知県	飼育されている鳥獣、有害鳥獣として捕獲されている鳥獣は対象外
福岡県	動物園から感染症について問題提起。人間活動により負傷等をした鳥獣で、野生復帰させることが適当な鳥獣を主に対象
長崎県	幼獣やヒナの保護は傷病ではない
熊本県	害性の高い種を野生復帰させることは、施策としての一貫性を欠く
鹿児島県	制限しないと受け入れ先が対応しきれないと申し入れ

②対象外としている種類について、以下の選択肢より表IV-3 の通りである。所有者のある鳥獣、特定外来種、有害鳥獣を対象外とする回答が多く寄せられた。

1. 所有者のある鳥獣（ペット、家畜等）
2. 特定外来生物に指定されている種
3. 農林水産業、生活環境、生態系等に被害を与える鳥獣
4. 雛、幼鳥及び幼獣
5. 野生復帰が望めないもの
6. 感染症等にかかっている可能性のある鳥獣
7. 大型鳥獣やどう猛な鳥獣
8. その他

表IV-3 対象外の種類 (複数回答有り)

項目	県数
1. 所有者のある鳥獣	38
2. 特定外来種	37
3. 有害鳥獣	35
4. 雛等	22
5. 野生復帰が望めない	16

6. 感染症等	21
7. 大型鳥獣やどう猛な鳥獣	8
8. その他	8

③対象外としている種類の鳥獣が持ち込まれたときの対応について、表IV-4の通りである。「原則断る」が31件で圧倒的に多い。

表IV-4 対象外の種の持ち込みの対応

項目	県数
1. 原則断る	31
2. ケースバイケースで受け入れる	10
3. 受け入れる	1
4. 他の施設等を紹介する	2

複数回答有り

問IV-2 野生復帰不可能の個体の扱い

野生復帰不可能と判断された個体の処置について、表IV-5の通りである。43都道府県のうち安楽殺および終生飼養が24件となっている。

表IV-5 野生復帰不可能な個体の処置

項目	県数
1. 安楽殺	24
2. 終生飼養	24
3. その他	17

複数回答あり

その他の内訳

内容	県数
放鳥・放獣	8
受け入れない・救護しない	3
その他	5

問Ⅳ-3 終生飼養について

① 終生飼養実施の是非については「実施している」が26件で、「実施していない」自治体（18件）よりも多い。

表Ⅳ-6 終生飼養実施の状況

項目	県数
終生飼養を実施している	26
終生飼養を実施していない	18

② 終生飼養を実施する対象種に関する実施方針について、以下の選択肢により表Ⅳ-7の通りである。「1. 野生復帰不可能の全ての種」を対象とするが13件、「4. 明確な方針はない」が8件と多かった。

1. 救護され、野生復帰不可能と判断した全ての種を対象とする。
2. 希少な種など特定の種だけを対象とする。
3. 大きさや飼育の難易度からみて可能なものだけを対象とする。
4. 明確な方針はない。

表Ⅳ-7 終生飼養の実施の方針

項目	県数
1. 野生復帰不可能の全ての種	13
2. 希少種などの特定の種だけ	5
3. 大きさ等飼養の可能なもの	2
4. 明確な方針はない	8

（終生飼養を実施していないと回答した県の回答も含めた）

③ 終生飼養を実施している機関等については表Ⅳ-8の通りで、「4. 個人」が最も多く13件となっている。

表Ⅳ-8 実施者

項目	県数
1. 直営	9
2. 自治体の施設	8
3. 民間組織	6
4. 個人	13

④ 終生飼養を民間組織や個人に委託している場合の飼養状況の確認について、表IV-9 の通りである。「死亡等について報告を聴取している」が多かった。

表IV-9 他に委託している場合の状況確認

項目	県数
1. 行っていない	6
2. 定期的に報告を徴収している(年に1度程度)	6
3. 死亡等について報告を徴している	9
4. 必要な時に問い合わせしている	6
5. その他	3

問IV-4 希少な種の取扱いについて

希少な種の取扱いについて一般種との違い等があるかに関する回答を表IV-10 に示した。

表IV-10 希少種の取扱

内容	県数
取扱上一般種との違いがある	10
一般種との違いがない	13

環境省への通報は「違いがない」に含めた

問IV-5 2010年度から2014年度にかけての終生飼養実績について

終生飼養個体の実績についての合計値とその内訳(哺乳類、鳥類(猛禽類以外)、猛禽類、その他(未分類))を集計し、5年間(H22~H26)の経年変化を図13に示した。

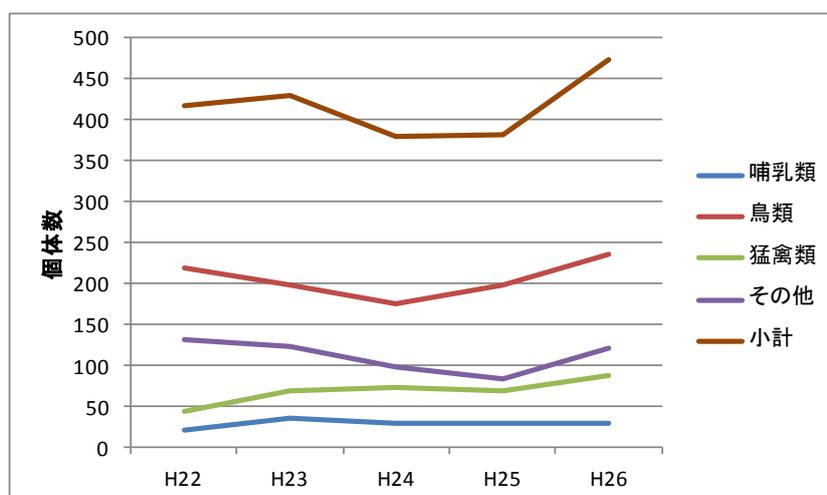


図13 終生飼育個体数の推移

終生飼養数のおよそ半数は鳥類であった。鳥類、猛禽類、その他が平成 26 年度に増加傾向を示しており、小計が増加に転じている。

問Ⅳ－6 救護に関するボランティア制度について

①救護に関するボランティア制度の有無について、表Ⅳ-11 の通り回答があった。「ボランティア制度がある（19 件）」に比べ無い（25 件）と回答した自治体が多かった

表Ⅳ-11 ボランティア制度の有無

項目	県数
ボランティア制度がある	19
ボランティア制度は無い	25

②ボランティア制度の業務内容について、表Ⅳ-12 に示した。「リハビリ」が最も多く 15 件に及んでいる。

表Ⅳ-12 業務内容

項目	県数
1. リハビリ	15
2. 終生飼養	11
3. その他	6

③ 関係者の数

救護業務に関わっている人数（表Ⅳ-13）は、千葉県が最も多く 236 人となっている。

表Ⅳ-13 関係者数

県名	人数	県名	人数	県名	人数
岩手県	38	福井県	45	大阪府	57
栃木県	75	山梨県	13	奈良県	5
埼玉県	62	長野県	22	徳島県	39
千葉県	236	静岡県	87	大分県	42
東京都	20	三重県	24	沖縄県	70
神奈川県	200	滋賀県	28		
石川県	3	京都府	50		

④ 救護に関するボランティアの資格や登録制度の有無について、表Ⅳ-14 の通りの回答であった。

表IV-14 資格・登録制

項目	県数
資格制度あり	0
登録制度あり	19

⑤ 資格制度もしくは登録制度について、その内容を表IV-15 に示した。更新制度があると答えた自治体は9件、無いのは10件だった。

表IV-15 救護ボランティアの登録制度等について

県名	資格要件	登録手続き
岩手県	(1)岩手県内に在住していること (2)募集の日現在で18歳以上であること (未成年者にあつては、保護者の同意を得るものとする。) (3)幼傷病野生鳥獣を、一定の期間、責任を持って保護飼養できる意志を有すること (4)鳥かご等の飼養用具又は飼養施設を有すること (5)近隣住民とのトラブル等の生じるおそれがないこと (6)飼養中いかなる事態が生じた場合でも、本人が責任をもって対処できること	本人による申込→県出先機関の推薦→ 県自然保護課による委嘱 更新手続き:有り
栃木県	県が開催する講習会の受講	上記受講者のうち、登録申請書を提出した者 更新手続き:有り
埼玉県	鳥獣の飼育経験	登録申請書の提出、委嘱状交付 更新手続き:有り
千葉県		ボランティア申請書を県自然保護課へ提出 更新手続き:無し
東京都		年に1回、意向確認にて更新。現在、新規の受付はしていない 更新手続き:有り
神奈川県		記述なし 更新手続き:有り
石川県		傷病鳥獣救護ボランティア養成講座を受講して登録 更新手続き:有り
山梨県		希望者は鳥獣センターへ申込み、鳥獣センターへ治療・飼養を指導 更新手続き:有り

県名	資格要件	登録手続き
福井県		県に申請書を提出し、講座を受講していただく。 更新手続き:無し
長野県		「野生傷病鳥獣救護ボランティア事業実施要領」 更新手続き:有り
静岡県		県自然保護課へ直接申込み 更新手続き:無し
三重県		傷病鳥獣ボランティアを希望される方を登録する。 更新手続き:無し
滋賀県		保護医、保護団体等から推薦のあった傷病野生鳥獣の保護飼養を希望する者の中から基準を満たすもの 更新手続き:無し
京都府		京都府に事前登録された方に対象鳥獣を斡旋する 更新手続き:無し
大阪府		ボランティア登録申込書の提出をし、面談の結果適格と判断されるものを登録 更新手続き:無し
奈良県		登録申請 更新手続き:有り
徳島県	県内に在住していること・十分な収容施設を要すること・搬送手段が確保されていること・責任を持って保護飼養できる能力を持っていること・近隣住民への理解が得られること	登録申込書に記載し、県に提出 更新手続き:無し
大分県	市町村長、獣医師会もしくは保護団体等からの推薦	上記推薦を受けたことが記載された申込書を本人が提出 更新手続き:無し
沖縄県	(1) 傷病野生鳥獣が回復し野生復帰できるまで、責任をもって保護飼養できる意志および能力があること。 (2) 十分な収容施設・設備があること。 (3) 近隣住民等とトラブル等を生じるおそれがないこと。 (4) 当該鳥獣を、第三者に譲り渡さないこと。 (5) 満20歳以上であること。 (6) 学校については、過去数年間に鳥類等を飼育してきた実績のある学校あるいは環境 学科等の専門的な学科のある学校であること。	保護飼養ボランティアを申し込んだ者で、前述の要件を満たす者として知事が認められた者を保護飼養ボランティアリストに登録する。 更新手続き:無し

V. 傷病鳥獣救護事業の実績（総括）

傷病鳥獣救護事業の実績のうち、平成 22 年度から 5 年間で受け入れられた鳥獣の個体数の推移を道府県別に図 14 に示した（回答 42 道府県）。また、年ごとの傷病鳥獣受入数の平均値の推移について図 15 に示した（回答 42 道府県）。二つの図から、受入数は年々減少傾向にあることが示された。

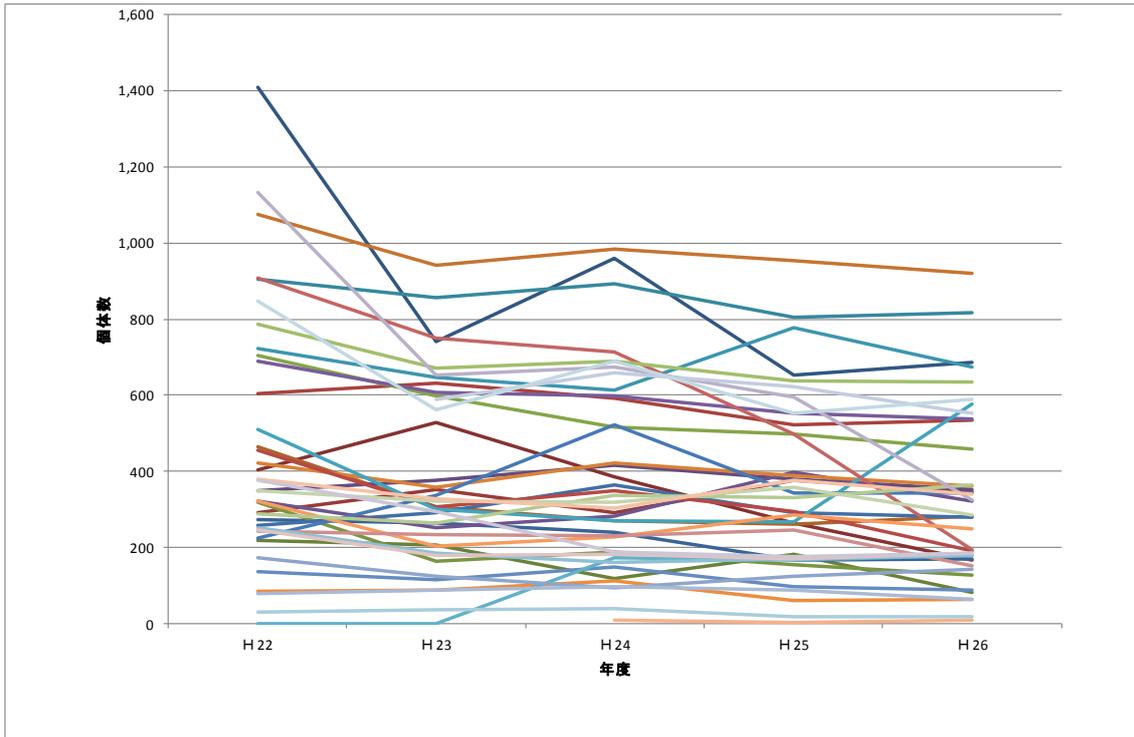


図 14 傷病鳥獣受入数の推移

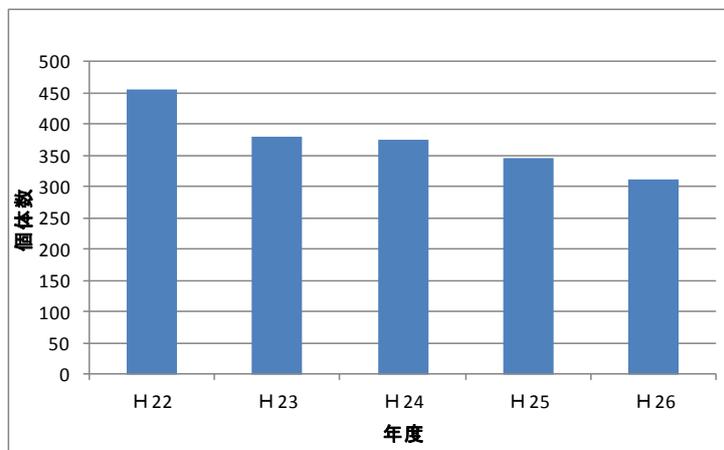


図 15 傷病鳥獣受入数の全国平均値推移

受け入れ鳥獣数に対する治療実施数割合は年度ごとに大きな変化は見られなかったことから、受入鳥獣数と治療実施数について道府県ごとに5年平均値を求めてその割合をヒストグラムで図16に示した（回答数38道府県）。横軸は割合、縦軸は回答数を示す。

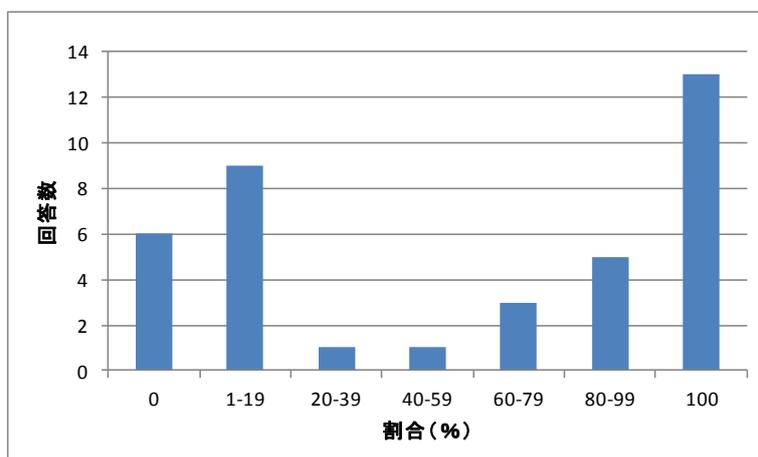


図16 治療実施数割合5年平均値のヒストグラム

ヒストグラムでは、受入数に対して100%が治療実施されている階級が最も多かったが、20%未満の階級についてもピークが見られる二山型である。なお、治療割合が0の6県については、受け入れた鳥獣数が、安楽殺、死亡、野外復帰、終生飼養に割り振られている（5県）か、内訳が不明（1県）であった。

受入鳥獣数に対する安楽殺割合（回答数19県）、終生飼養に至る以前の死亡割合（回答数36県）および野外復帰割合（回答数38県）について、年平均値の推移を図17に示した。

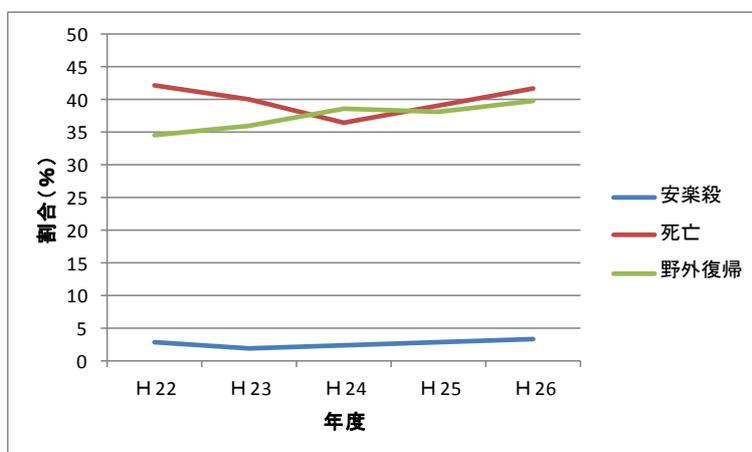


図17 受入数に対する安楽殺・死亡・野外復帰割合推移

安楽殺の割合は5%未満で推移していた。野外復帰割合、終生飼養に至る以前の死亡割合はともに40%程度で推移していた。

終生飼養を実施していると回答した26県について、終生飼養数の5年平均値をヒストグラムにした(図18)。また、受入鳥獣数に対する終生飼養割合の5年平均値についてヒストグラムにした(図19)。終生飼養を実施すると回答した県のうち9県については実施しておらず、実施している県でも年間平均20個体未満(受入数の20%未満)と回答した県が多かった。終生飼養数が100以上であると回答があったのは新潟県と愛知県であり、全て鳥類であった。

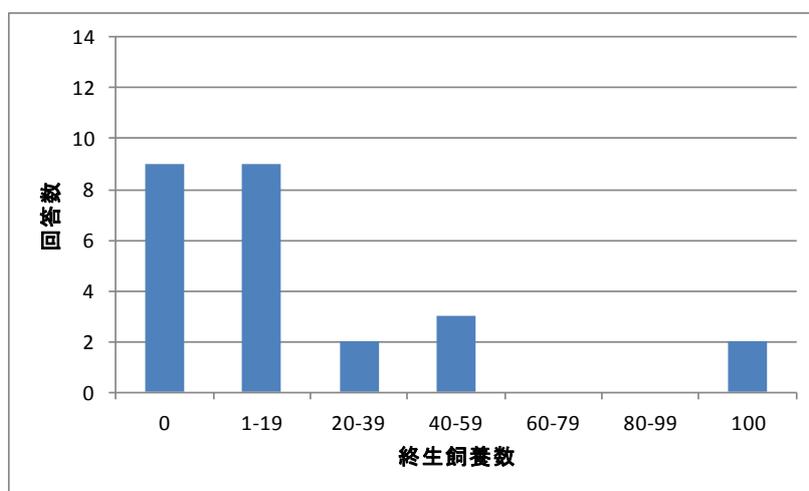


図18 終生飼養数5年平均値のヒストグラム

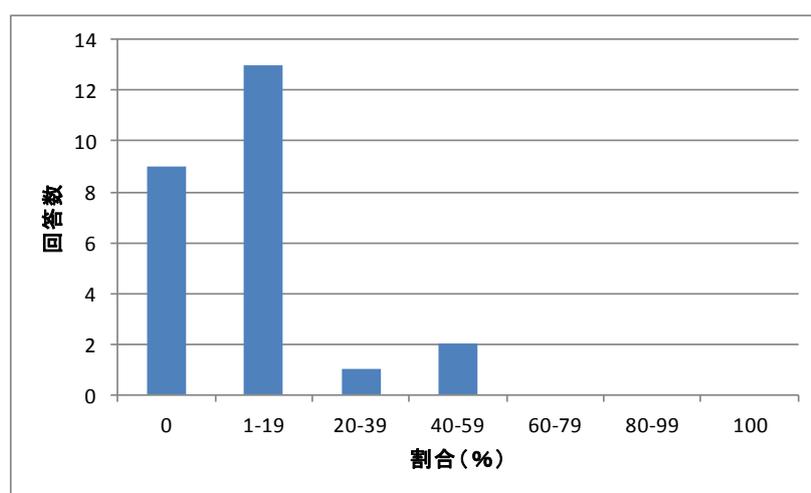


図19 終生飼養割合5年平均値のヒストグラム

VI. その他

問VI-1 傷病鳥獣救護に関する住民等から寄せられた意見等

寄せられた意見の中から特徴的なものを以下に示す。

○雛の保護

- ・ 巣から落下したヒナの保護依頼
- ・ ヒナ（又は傷病鳥）を拾ったので育てたいがよいか。
- ・ ヒナ（又は傷病鳥）を拾ったが、行政が引き取りに来ないのか。

○有害鳥獣の保護

- ・ 保護対象種でない種について、救護してもらえないか。
- ・ 鳥獣による被害は地域により異なるので、被害のない地域では救護対象にすべき。
- ・ 有害鳥獣であっても命の重さは同じなので、救護対象にすべき。
- ・ 保護対象外の傷病鳥獣（有害鳥獣等）が保護を受けられないのはかわいそう

○人為的な原因以外の救護

- ・ カラス等により攻撃され弱った鳥の保護依頼
- ・ 北帰行しないでとどまっているハクチョウの保護依頼

○人為的な原因による傷病鳥獣救護

- ・ 飼い猫による攻撃で傷ついた野鳥の保護依頼
- ・ 漁網や防護網等へ絡まった鳥の保護依頼
- ・ ネズミ用粘着テープへの絡まり個体の保護依頼

○その他

- ・ 保護してしまってから連絡が多く、自然に帰すよう説得するのに苦慮する。
- ・ 傷病鳥獣を県の職員が搬送して欲しい、死亡した傷病鳥獣を県の職員に廃棄して欲しい（鳥獣が怖い、汚いので触りたくない）

問VI-2 傷病鳥獣救護個体を用いた基礎研究や域外保全への活用について

救護個体の活用に関する是非と活用している場合の内容等を回答頂いた。活用を行っている回答した都道府県数は5、行っていないと回答した都道府県は39だった。その内容や事例、理由の回答があったものは表VI-1の通りである。

行っていない理由については、財源的に厳しいや体制的な整備が不十分、施設の目的が救護やリハビリであるためなどの回答があった。また、行っている事例として、依頼があれば研究機関等へ提供することや繁殖個体として活用しているとする回答があった。

表VI-1 救護個体の活用

県名	行っている	行っていない	内容、事例、理由
青森県		○	財源不足
岩手県		○	現状の予算及び体制では実施困難。動物園等に業務委託するとしても、県が主体的に行わなければならない意義について十分に検討できていない。
群馬県	○		死亡個体を群馬県自然史博物館へ搬入し、研究に活用している。また死亡個体を剥製にして展示している。
千葉県	○		・野生復帰困難な個体について、希望があれば動物園に譲渡している。 ・大学等の研究機関から依頼があれば、血液等を検体材料として提供している。
神奈川県	○		大学の学生の研究材料等（計画書を提出してもらい、その内容が救護個体に負担がかからないようであれば条件付で許可）や非営利団体による放鳥予定の鳥(水禽及び猛禽類)への足環装着
新潟県		○	今現在必要としていないため。
富山県		○	行いたい、調査体制が整備されていないので、実現していない。
福井県		○	研究施設ではないので特に行っていない。
岐阜県		○	県野生鳥獣リハビリセンターは業務の主体を救護個体の野生復帰のためのリハビリにしているため。
愛知県		○	予算措置・実施体制がない
大阪府		○	大阪府の傷病鳥獣救護は野生復帰を目的としており、救護個体を用いて研究等に利用することを目的としていないため
山口県		○	一般的な鳥獣が大多数を占めているため
福岡県	○		鉛中毒が疑われ死亡したハチクマを猛禽類研究所へ検体として提供。 ハヤブサ、オオタカを県外の動物園に提供。
佐賀県		○	県内に当該業務を行えるような施設、団体が無い。
熊本県		○	・傷病鳥獣については、野生復帰を目的としているため、救護個体を用いた基礎研究を行っていない。また、現時点では、希少種保全において繁殖個体となるような個体が存在していない。
大分県		○	理由は特に無い
鹿児島県	○		ルリカケス等の希少鳥獣のうち野生復帰が困難なものについて、繁殖個体としての利用を想定しているが、近年は事例なし。
沖縄県		○	基礎研究や希少種保全は目的外であるため